

## 65歳以上の方へ

# 令和元年度 安平町介護保険料のお知らせ

町に納めていただく65歳以上の方の令和元年度の保険料についてお知らせします。

介護保険料は、40歳以上の方全員が被保険者となり、介護が必要となったとき、みんなで介護を支えるために納めるものです。なお、40歳から64歳以下の方は、現在加入されている健康保険等の医療保険の保険料と併せて介護保険料が徴収されますので、現在加入している健康保険等にお問い合わせください。

### 住民税非課税世帯（第1段階～第3段階）の方の介護保険料が軽減されます

本年10月から消費税率が10%へ引き上げられる予定です。それに伴い公費を投入し低所得者（第1段階から第3段階）の介護保険料の負担が軽くなるよう介護保険法の一部が改正されました。

#### 保険料基準額に対する調整率

保険料段階	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第1段階	0.45	0.375	0.3
第2段階	0.75	0.625	0.5
第3段階	0.75	0.725	0.7

#### 保険料の決め方 【令和元年度の介護保険料に改定はありません】

65歳以上の方の保険料については、前年度の本人及び世帯の課税や所得の状況に応じて9段階に分けられています。

保険料段階	対象者	介護保険料 (上段：年額、下段：月額)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	23,400円 1,950円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	39,000円 3,250円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超えた方	45,240円 3,770円
第4段階	・住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	56,160円 4,680円
第5段階 【基準額】	・本人が住民税非課税で世帯に住民税が課税されている世帯員がいる	62,400円 5,200円
第6段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	74,880円 6,240円
第7段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	81,120円 6,760円
第8段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	93,600円 7,800円
第9段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上の方	106,080円 8,840円

※第1から第3段階の保険料は軽減後の保険料となります。

※第1から第3段階では、令和2年度に保険料が軽減されます。

※この保険料段階に基づく令和元年度の介護保険料を納付書でお支払いの方は、6月中（年金天引きの方は10月）に個別に通知します。

次のページに続く